

# 国立病院課

(国立病院課)

## 国立ハンセン病療養所における委託治療について

国立ハンセン病療養所は、全国に13ヶ所あり、入所者数3,286人、平均年齢77.5歳である。(平成17年5月1日現在)

近年における入所者の医療ニーズとしては、ハンセン病自体は、既に化学療法を中心とした治療により完治する病気であることから、むしろ、入所者の高齢化や不自由度の増大等に伴う様々な疾患や合併症への対応が必要となっている。

こうした中、医療の高度・専門化に伴い、療養所内で対応できない医療については、地域の専門医療機関に委託(以下「委託治療」という。)しているところであるが、その重要性が高まっていること等をかんがみ、平成17年8月、委託治療の基本的な取扱いに関する通知(別添参照)を発出し、委託治療の標準化を図ったところである。

当該通知においては、委託治療は全額国費により行われ、各種公的保険制度の対象外となっていることから、委託先医療機関において入所者に付添いをつけても、当該機関は保険医療機関としての指定要件に抵触するものでないこと等を明らかにし、国立ハンセン病療養所と委託先医療機関との診療委託契約の締結に当たって、近親者等の付添いをつける場合は、あらかじめ委託医療機関の了解を得ることとしている。

また、委託先医療機関においては、ハンセン病に対する知識の少ないスタッフもいることから国立ハンセン病療養所と委託先医療機関との間で委託治療に係る諸問題に関する協議やハンセン病特有の症状や介助方法等について情報交換等を行うこととしている。

各都道府県におかれては、ハンセン病に対する普及啓発に引き続き尽力されるとともに、こうした事情を踏まえ、国立ハンセン病療養所における委託治療が円滑に進められるよう管内医療機関に対しご指導・ご助言をお願いします。

～平成17年8月5日付国立病院課長通知（医政病0805001号）抜粋～

**診療委託契約に当たっての留意点について**

- 入所者は各種公的医療保険制度の対象外となっていることから、療養所は委託先医療機関との診療委託契約の締結に当たっては、以下の点に留意する必要がある。
  - ・ 療養所は、必要に応じ、個室の確保の要請や近親者等による付添いを行うことについて、あらかじめ委託先医療機関の了解を得ること。  
なお、これにより、委託先医療機関が保険医療機関としての指定要件に何ら抵触するものでない旨十分説明し、理解を得ること。
  - ・ 委託治療時に当たっては、入所者が受ける医療水準を確保する観点から、付添いを除き、原則として保険診療に準じた取扱となるよう委託先医療機関との診療委託契約に明記すること。

**委託先医療機関との連絡調整等について**

- 療養所は、委託先医療機関との間で、委託治療に関する諸問題について定期的に協議を行うほか、必要に応じて臨時に協議を行うこととする。
- 療養所は、委託先医療機関との間で、上記の協議の機会を活用するなどして、ハンセン病特有の症状の理解や介助方法等（食事介助も含む。）に関する情報交換等を行い、委託治療の円滑な実施を図ることとする。
- 療養所の主治医（担当医）は、委託先医療機関の主治医に対して、委託治療の依頼時に入所者の既往症や疾病状況などの診療情報等を提供するとともに、委託治療実施中や終了時に、入所者の状況等について必要な情報を得ることとする。